資 料 2

安全で安心な国土の形成に資する国土利用

安全で安心な国土の形成に資する国土利用

頻発する災害

・自然災害による死者は長期的には低減傾向だが、時に大規模災害が発生（阪神・淡路大震災の死者行方不明者 6436名）
・頻発する集中豪雨
　都市型水害、地方河川の氾濫被害
・突発的な直下型地震（新潟県中越地震）
　→平成16年の災害被害　（風水害230人、地震 40人）

災害対策上の課題

・人口減少、高齢化に伴う地域コミュニティーの弱体化
　災害被害者の大半は高齢者
　→阪神・淡路大震災約 5割、平成16年の災害約 6割
　災害時の情報伝達、避難誘導が課題
・災害による集落の孤立
　→新潟県中越地震12地区、福井豪雨13集落が孤立
・土地利用の拡散等に伴う災害危険性の増大
　低地地域の人口集中（全人口の約50%）
　急傾斜地の危険箇所の増加（過去 5年間で急増）
　流域内の土地開発と水害被害の拡大
・新規投資の制約

大規模災害の懸念

・三大都市圏の人口・諸機能の集中
・ひとたび大規模災害が起きた場合、影響、混乱が国内外に　およぶおそれ
　→南関東地震（首都直下型）、東海地震、東南海・南海地震
　　3大都市を襲う大規模水害

総合的なリスク管理

・防災基盤整備による被害発生の防止から、総合的なリスク管理へ
　防災基盤整備→選択と集中による抑止力の強化
　情報提供→ハザードマップ、防災教育、迅速なリアルタイム情報に基づく的確な避難と防災活動による被害の軽減
　土地利用誘導→人口・資産を安全な地域に誘導し、被害の回避
　→減災対策の重視と、総合的なリスクの低下

自助・共助の重視と地域防災力の強化

災害被害を軽減するため自助・共助を重視した地域防災力の強化と支援
・防災行政無線の緊急的整備
　→防災無線の100%普及化、
　　防災関係機関と学校・病院等のネットワーク化
・自主防災組織の役割と活動の強化
　→高齢者・災害弱者への情報伝達と避難誘導等
・企業の地域防災活動への積極的参加
・孤立のおそれのある集落対策
　→防災無線の整備、食料・資材の備蓄等

土地利用等のソフト対策の推進

・防災施設計画、災害ハザードマップ、土地利用計画の連携と一体的作成
　→国土利用計画等で危険地域の利用のあり方を提示
・土地利用誘導等の地域での合意形成の枠組み作り
　→国土計画の策定プロセスの活用と計画への反映

財政制約下における社会資本整備

既存国土基盤の更新費用の試算によると、2020年以降急激に更新費が増大し、維持更新投資の縮減が必要。

○総投資額が2001年度以降前年度２％減、2025年度以降一定の場合

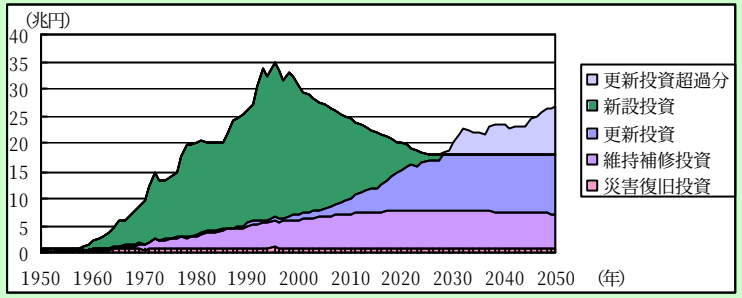

⇒全ての危険地域を一律に整備するのは困難
⇒効率性や土地利用の重要度に応じて優先付けが必要

ハード対策の限界

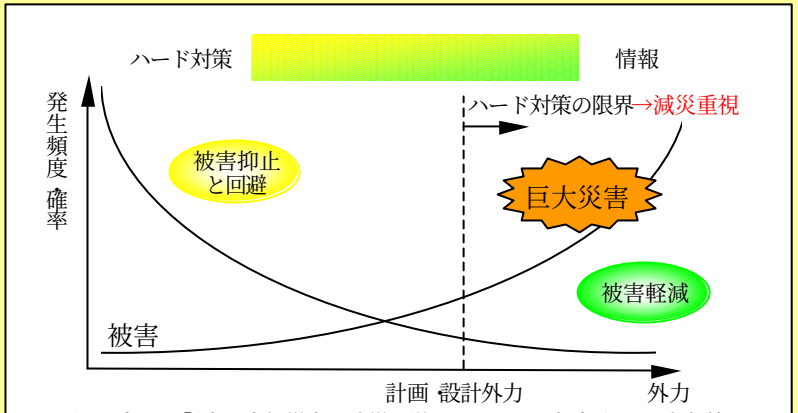

河田恵昭：巨大な自然災害と防災工学」をもとに国土計画局で一部加筆

⇒ハード施設の計画・設計外力を超えるような大規模災害に対しては、ソフト対策も含め、被害を最小化する減災対策が必要
⇒災害発生の頻度が高い地域は、ハード対策のみでは非効率な場合があり、土地利用対策も必要

土地利用対策とハード対策の効果的組み合わせ

●財政制約下、安全で安心な国土を形成するのに土地利用対策や情報提供のソフト対策と施設整備のハード対策の効果的な組み合わせが必要

（組み合わせの例）
・二線堤（補助的な堤防）の整備と土地利用構想の提示（宮城県鹿島台町）
・輪中堤整備や宅地嵩上げと土地利用規制の実施（三重県紀宝町）
・土砂災害特別警戒区域において、開発行為に対する許可、建築物の構造規制等（土砂災害防止法）
・都市河川流域において、浸水想定区域の公表、開発時の貯留施設の設置義務化等を含む総合的な水害対策（特定都市河川法）

土地利用誘導の考え方

●土地利用誘導等の対象となりうる災害：
確率評価が可能又は周期性のある災害、地形条件に依存する災害
→水害、土砂災害、火山災害、津波高潮災害　等

対策	土地利用に重心 ←→ ハード対策に重心
頻度・地形条件	高い・悪い ←→ 低い・良い
土地利用	低密度 ←→ 高密度
ハード整備	優先度低い ←→ 優先度高い
合意形成	特に必要 ←→ 必要

●土地利用誘導に向けた課題
災害危険地域の画定ための考え方の整理が必要
・頻度、被害程度を合わせたリスクの算定と評価
・土地利用規制・誘導のための情報提供のあり方
・合意形成手法の確立　等

①頻発する災害

- 伊勢湾台風（59年）以降、自然災害による死者は減少し、長期的に低減傾向。
- しかし、阪神淡路大震災（95年）のように多大な人命・財産を失う災害が発生。
- 北海道南西沖地震（93年）と阪神淡路大震災（95年）以外では、風水害による死者・行方不明者の占める割合が多い。

自然災害による死者行方不明者数の推移

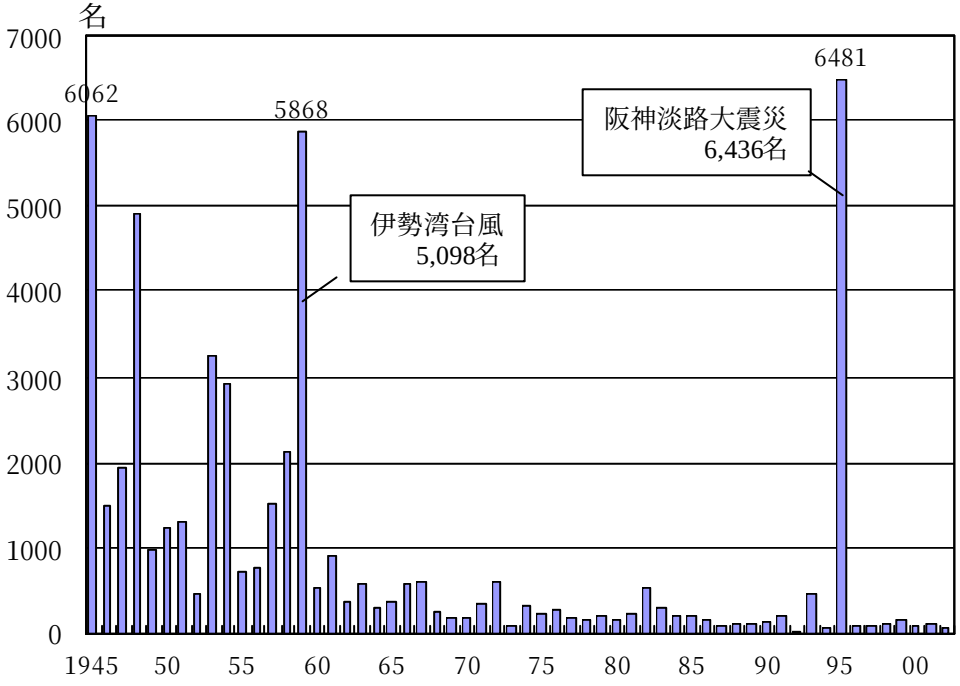

内閣府　防災白書より

災害原因別死者行方不明者の状況

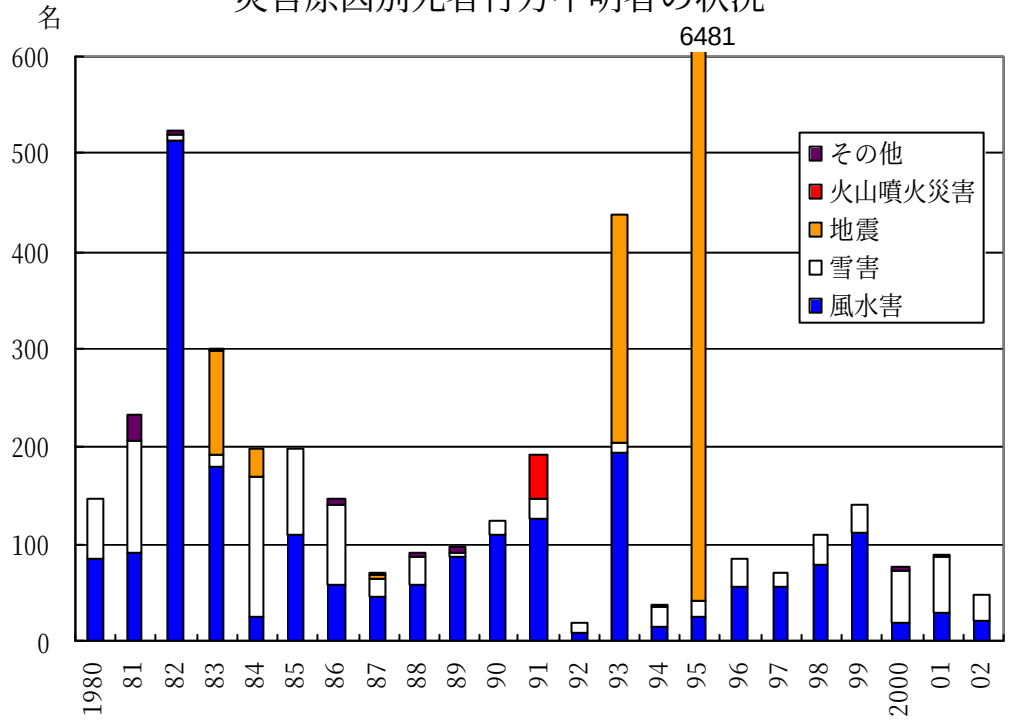

内閣府　防災白書より

①頻発する災害

・都市規模別では、一般資産等被害額、総浸水面積は人口3万未満の市町村で多いが、水害密度は人口30万人以上の都市で著しく高い。
・近年、集中豪雨が増加気味。

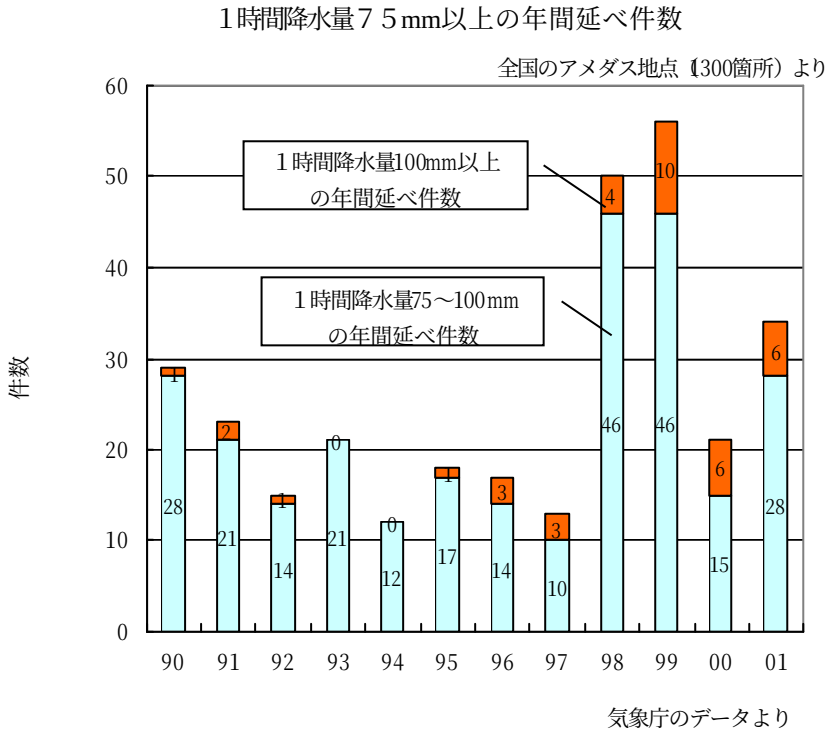

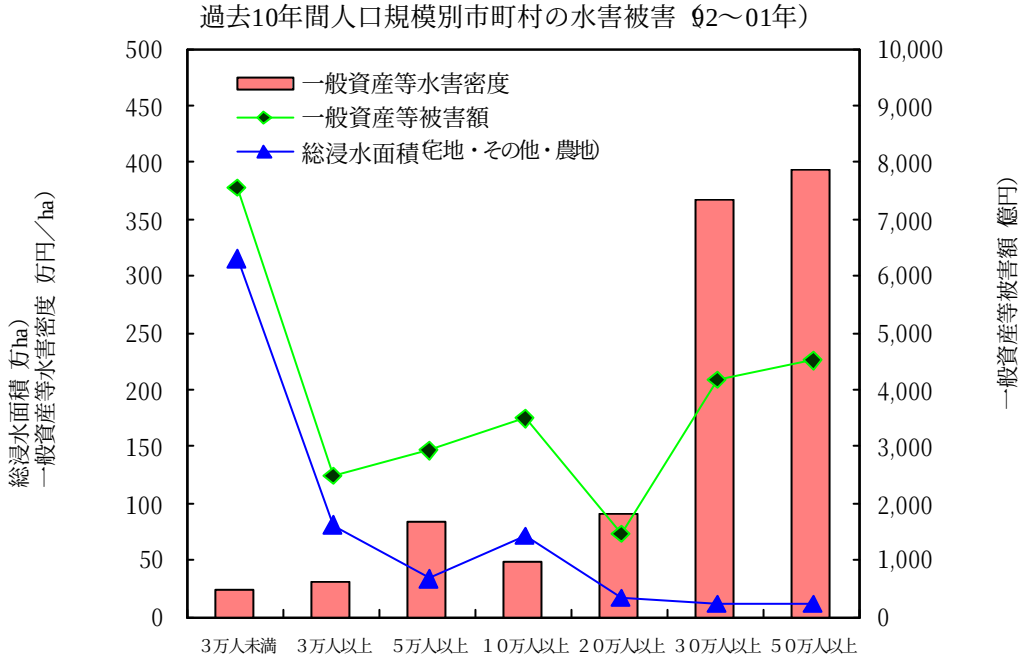

水害統計（国土交通省河川局）をもとに国土計画局作成

近年の主な災害（水害）

災害名	気象の状況	人的被害・住家被害	主な被害	避難等
平成１１年6月23日から７月３日までの大雨	福岡県福岡市 1時間雨量79.5mm(29日) 広島県呉市 1時間雨量73.5mm(29日)	死者行方不明者　40名 全半壊　295棟 浸水　18,585棟	福岡市博多区のビル地下室が浸水 広島県広島市、呉市等で土石流等により住宅地に被害	・避難勧告指示 約33,000人
平成12年9月10日からの秋雨前線豪雨（東海豪雨）	愛知県名古屋市 連続雨量４８２mm （11日3時～12日８時）	死者行方不明者　10名 全半壊　104棟 浸水　71,291棟	庄内川水系庄内川、新川等で溢水、越水、破堤 東海道新幹線　運休（11日～12日）	・避難勧告指示 222,651世帯、579,451人 ・ボランティア活動 のべ約19,000人
平成16年7月新潟・福島豪雨	新潟県栃尾市 総降水量427mm 福島県只見町 総降水量333mm （12日１８時～13日24時）	死者行方不明者　16名 全半壊　5,424棟 浸水　8,357棟	信濃川水系五十嵐川、刈谷田川等で破堤、溢水	・避難勧告指示 約25,000世帯 ・ボランティア活動 のべ約45,000人
平成16年７月福井豪雨	福井県美山町 総降水量285mm （17日15時～18日24時）	死者行方不明者　5名 全半壊　201棟 浸水　8,357棟	九頭竜川水系足羽川、日野川等で破堤、溢水	・避難勧告指示 約55,000世帯、約 122,000人 ・13集落が孤立 ・ボランティア活動 のべ約58,000人
平成16年台風23号		死者行方不明者　94名 全半壊　1,102棟 浸水　61,917棟 （11月10日）	円山水系円山川、出石川で破堤 加古川水系野間川等で破堤 高知県室戸市で越波で海岸堤防損壊	・避難勧告指示 約３３万世帯、約７８万人 ・ボランティア活動 のべ約55,556人（11月9日）

（出典）内閣府ホームページ「災害緊急情報」、総務省消防庁ホームページ「災害情報」（16.11.8現在）、防災白書、災害列島1999（建設省河川局）をもとに国土計画局作成

近年の主な災害（地震）

災害名	地震の状況	人的被害・住家被害	主な被害	避難等
阪神・淡路大震災	平成7年1月17日 M7.3 震度７　兵庫県神戸市、北淡町等	死者行方不明者6,433名 全半壊　249,180棟	神戸港等24港で埠頭の沈下等 JR西日本等13社で不通 （山陽新幹線等不通） 名神高速道路、中国自動車道、阪神高速道路で不通	・ボランティア活動 のべ約１４０万人
平成１２年鳥取県西部地震	平成１２年10月6日 M7.3 震度６強　鳥取県日野町、境港市	死者行方不明者　0名 全半壊　3,536棟		・避難勧告 ４４世帯、１１６名 ・孤立集落　１集落 ・ボランティア活動 のべ約5,200人
平成13年芸予地震	平成13年3月24日 Ｍ６．７ 震度６弱　広島県河内町、大崎町、熊野町	死者行方不明者　2名 全半壊　844棟		・避難勧告 ２３４世帯、561名 ・ボランティア活動 のべ約2,600人
平成１６年新潟県中越地震	平成16年10月23日 M6.8（暫定値） 震度７　新潟県川口町	死者行方不明者　40名 全半壊　2,771棟 （11月12日現在）	通行止め（高速道路） 関越道（段差、陥没等） （11月5日解除） 北陸道（段差）（26日解除） 上越新幹線等運転中止 （11月12日現在）	・避難勧告指示 約19,000世帯、約 62,000人 12地区が孤立 ・ボランティア活動 約34,080人（累計 11月12日）

（出典）内閣府ホームページ「災害緊急情報」、総務省消防庁ホームページ「災害情報」（H16.11.8現在）、防災白書をもとに国土計画局作成

②災害対策上の課題

- 阪神淡路大震災による死者の半数は６５歳以上の高齢者であった。
- 平成１６年の台風２３号、新潟県中越地震など主な災害による死者行方不明者の大半は高齢者で占められている。
- 高齢化の進展に伴い、災害弱者となりうる小走りに何らかの障害が予想される高齢者１人あたりの15～64歳人口は、2000年の８．０人から2050年には２．６人まで減少

阪神・淡路大震災における兵庫県の死者の年齢別構成比率

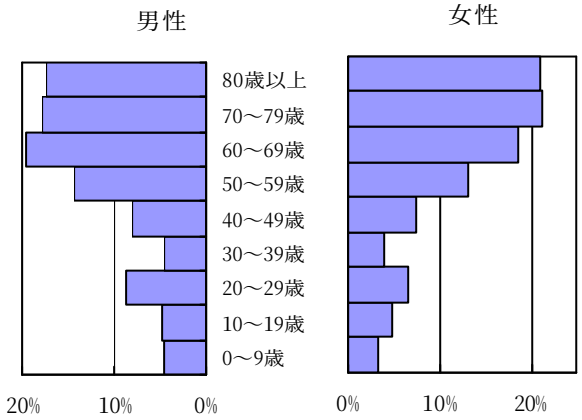

（参考）兵庫県の年齢別人口比率(平成6年10月)

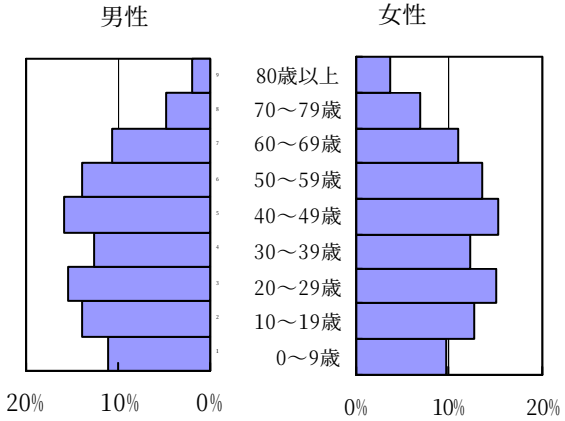

（出典）総務庁統計局「平成6年10月1日現在推計人口」、消防庁「平成9年版消防白書」をもとに国土交通省国土計画局作成。

平成16年の主な災害による死者・行方不明者の年齢別構成比

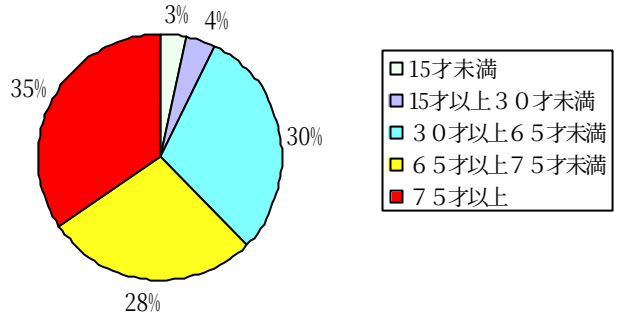

注）平成16年の主な災害による死者行方不明者２６８名のうち年齢が明らかになっている２０４名の年齢別構成比　（平成16年11月8日現在）　（速報値のため今後数値が変わることがある。）

（出典）内閣府ホームページ「災害緊急情報」、総務省消防庁ホームページ「災害情報」（H16.11.8現在）をもとに国土計画局作成

小走りに何らかの障害が予想される高齢者１人当たりの15～64歳人口推計

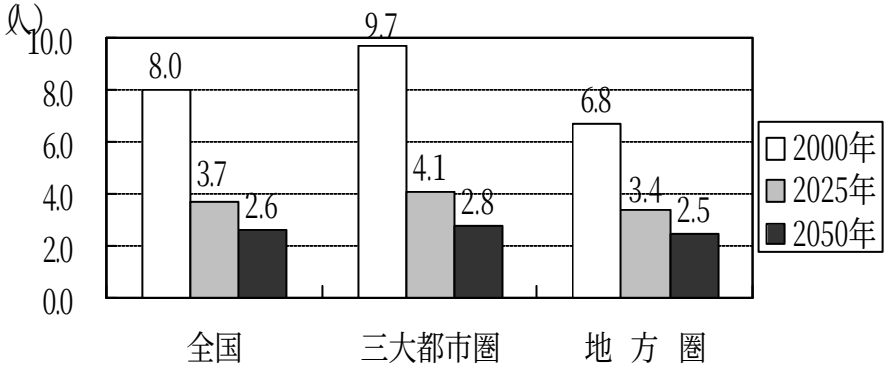

(注)65歳以上の高齢者のうち、小走りに何らかの障害が予想される人数の算出については、秋山編著の『小走りが「できない」「むりすればできる」』の年齢(x)と出現率(y)の回帰式y=2.67x-148.74 (r=0.955) を使用し、5歳ごとの中央の値を用いて推計。
(出典）秋山哲男編著「高齢者の住まいと交通」（日本評論社1993.5）、総務省「平成12年国勢調査報告」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成14年1月推計)」をもとに国土交通省国土計画局作成。

②災害対策上の課題

- 阪神淡路大震災における要救助者の約３／４は近隣住民により救出された。
- 自主防災組織率は逐年増加している。特に阪神淡路大震災以降、組織率は向上。
- 自主防災組織の災害時の活動状況は①初期消火、②情報の収集・伝達、③住民の避難誘導　等が行われている。

阪神大震災における要救助者の救出方法
（要救助者約3.5万人の内訳）

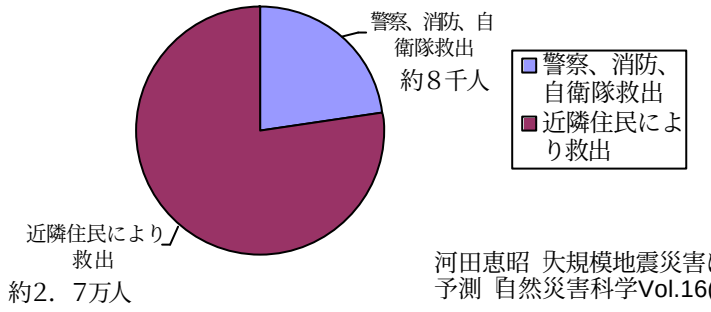

河田恵昭「大規模地震災害による人的被害の予測」『自然災害科学Vol.16(1997)』

自主防災組織の活動状況（平常時）

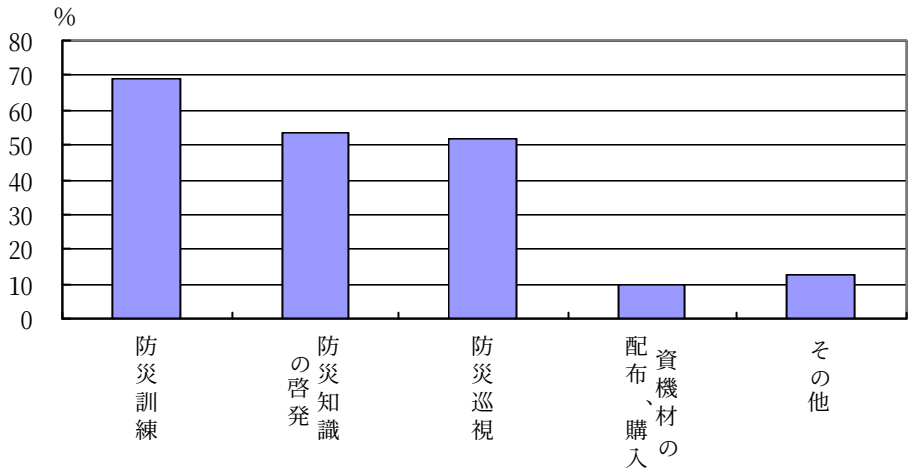

自主防災組織の推移

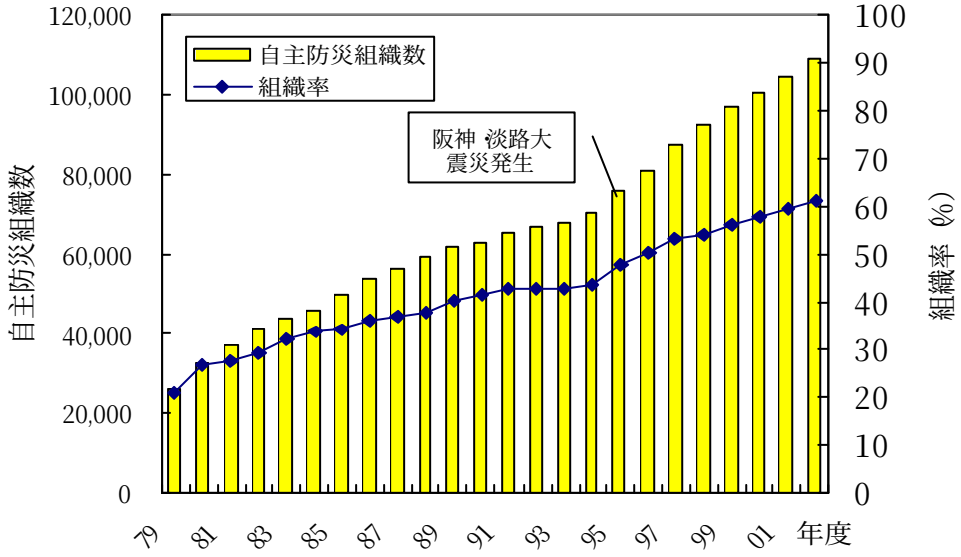

組織率：総世帯数に対する組織されている地域の世帯数の割合

出典：総務省消防庁　地域防災行政の現況

自主防災組織の活動状況（災害時）

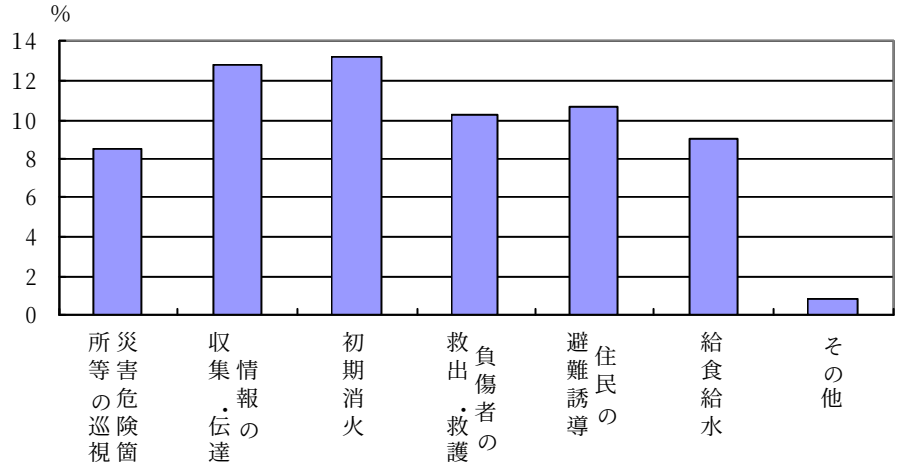

出典：総務省消防庁　地域防災行政の現況（平成15年1月）

②災害対策上の課題

・洪水ハザードマップ公表市町村数は逐年増加しており、2003年3月現在、その数は217市町村となっている。
・ハザードマップ等の事前情報とリアルタイムの情報提供により、被害軽減のための迅速な行動が可能となる。
・市町村の防災行政無線の整備状況は同報系無線66.8%、移動系無線は86.9%に対し、防災機関と学校、病院等の相互連絡が可能な地域防災無線の整備率は8.1%。

洪水ハザードマップ公表市町村数の推移

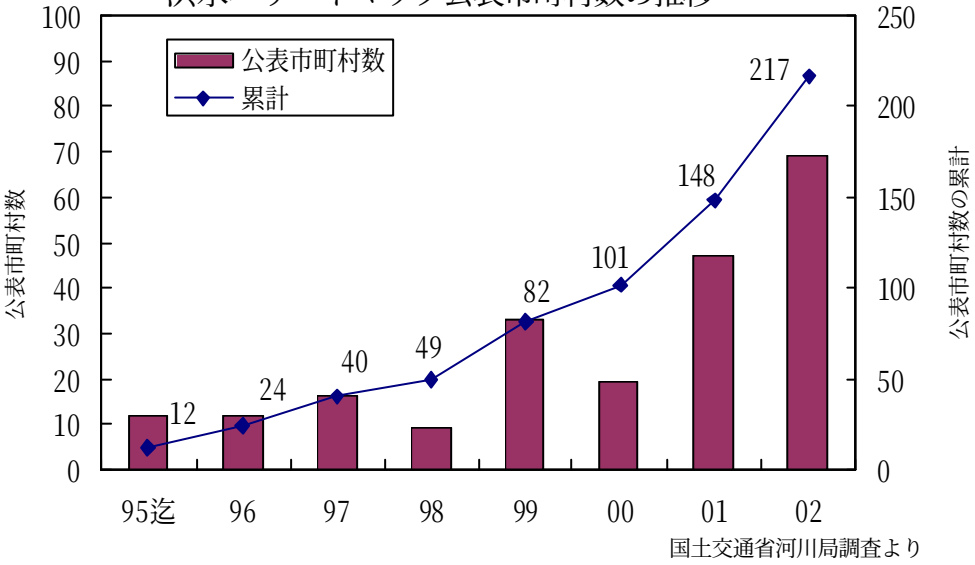

市町村の防止無線導入状況

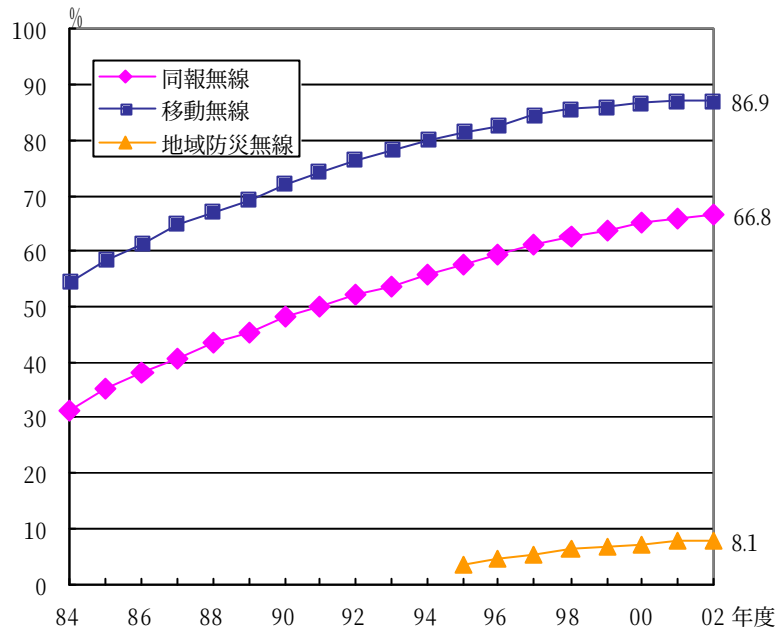

ハザードマップの整備状況

洪水ハザードマップ	２５３市町村（H15.7月末）において公表
土砂災害に関する危険区域図	約1，１００市町村(H15.6末)において公表
火山ザードマップ	２９火山（富士山については作成中）
津波・高潮ハザードマップ	関係府省庁により作成マニュアルを作成中

国土交通省白書より

同報系無線（住民連絡用）	市町村（災害対策本部）から住民等に情報を一斉に伝達。気象予警報、避難勧告等の伝達に有効
移動系無線	市町村（災害対策本部）の基地局と移動局の相互連絡に活用。移動局が災害現場に赴き、状況等を迅速に連絡するのに適している。
地域防災無線（地域相互通信用）	市町村（災害対策本部）等と生活関連機関（学校、病院等）の相互連絡に活用。避難所や自主防災組織等の地域の様々な情報の連絡に活用可能

出典：総務省消防庁　地域防災行政の現況

②災害対策上の課題

- 避難地指定箇所は年々増加しているが、人口集中地区のうち、避難が困難な区域が６１％存在。
- 災害時に避難場所となる小中学校等の耐震化の状況は46%は耐震性があるが、54%は耐震性に疑問があるとされている。

一次避難地の整備状況

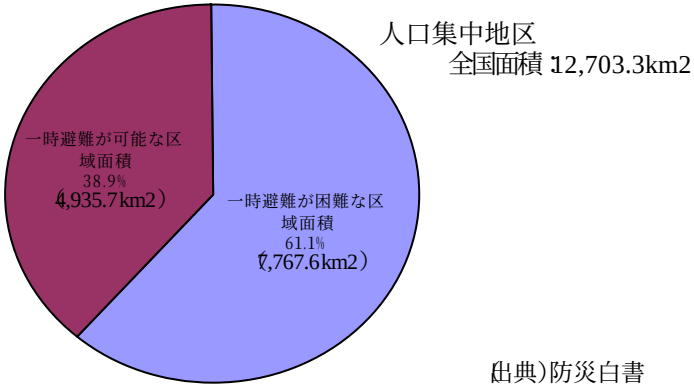

（出典）防災白書

小中学校等の耐震化の状況

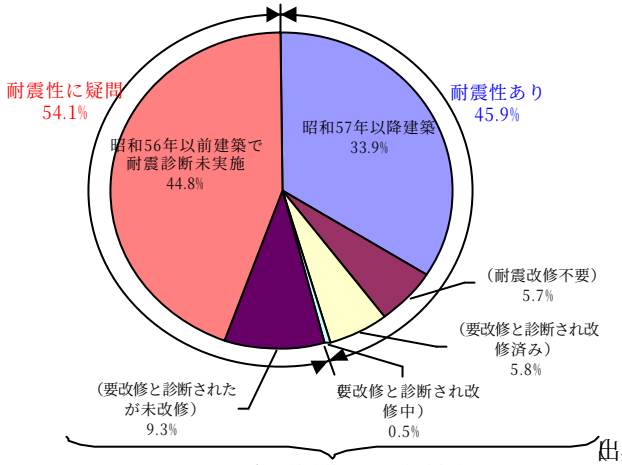

（出典）防災白書

避難地指定箇所数・面積

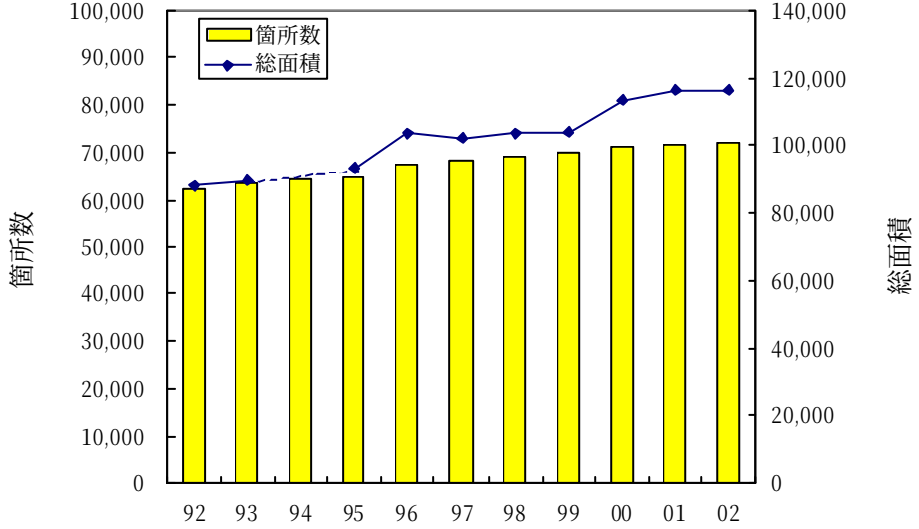

出典：総務省消防庁　地域防災行政の現況

一人あたり公園面積の国際比較

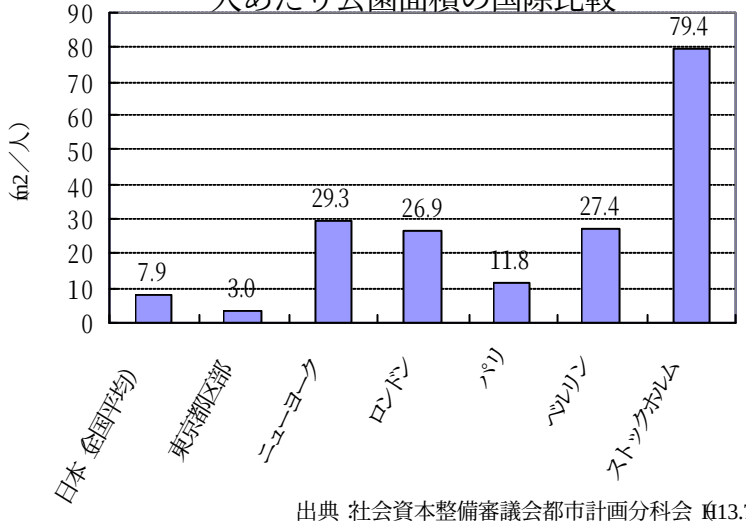

出典：社会資本整備審議会都市計画分科会（H13.7）

②災害対策上の課題

河川の沖積作用でできた低地地域（国土の１４％）に人口、市街地の半分が集中している。
地形別の1975年からの人口推移は三大都市圏の丘陵地での人口増加が著しい。

地形分類別の人口、市街地の分布

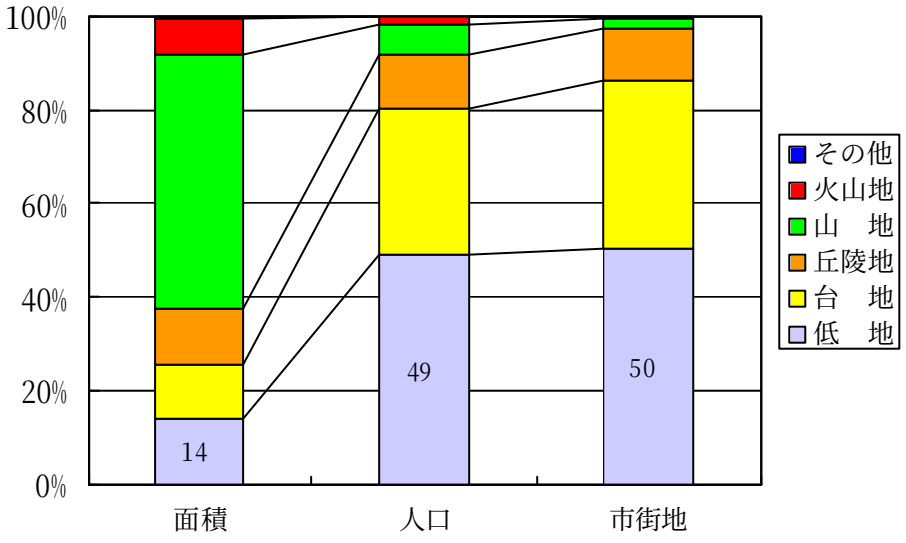

低地地域：
国土数値情報では、扇状地性低地、氾濫原性低地、三角州性低地、自然堤防、砂州であり、河川の沖積作用によりできた地域を指す。

市街地：
国土数値情報の 3次メッシュ内人口密度が4000人/km2以上のメッシュ

地形別人口増加率（三大都市圏）
1975年を１とする

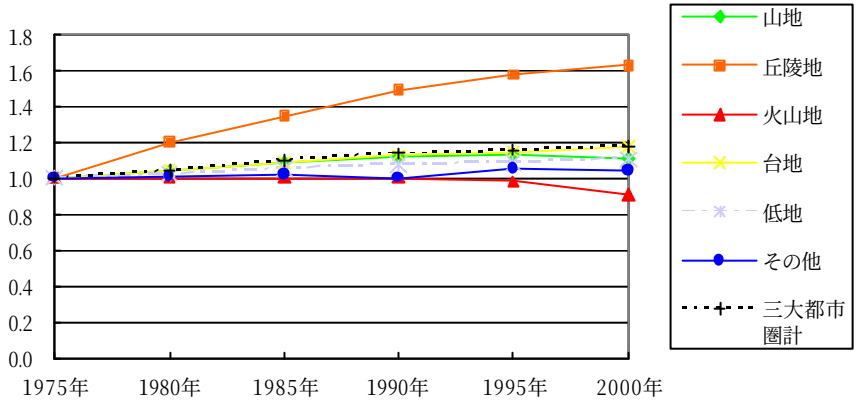

地形別人口増加率（地方圏）
（1975年を１とする）

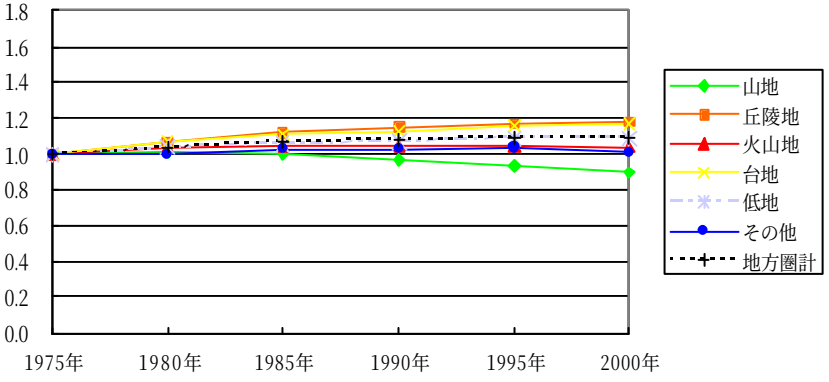

国土数値情報を用いて国土計画局作成

②災害対策上の課題

傾斜地の開発の進展に伴い急傾斜地崩壊危険箇所が近年急増している。
最大傾斜度別の人口推移は、三大都市圏の３度～１５度の傾斜地人口の増加が著しい。

急傾斜地崩壊危険箇所数と整備箇所数の推移

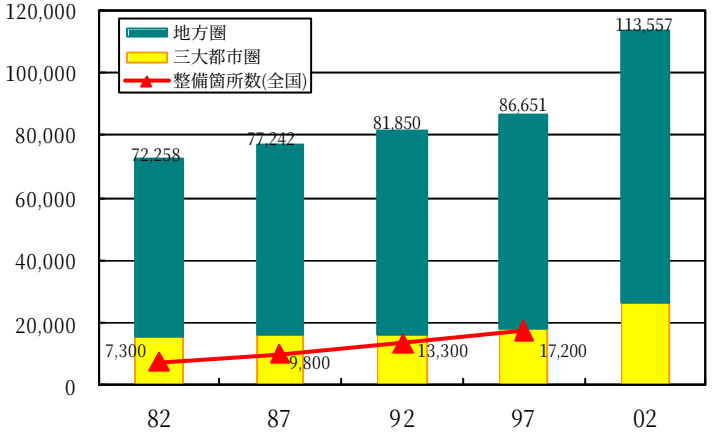

急傾斜地崩壊危険箇所：がけの斜度３０度以上、高さ５m以上の急傾斜地で想定被害区域内に人家５戸以上（公共建物５未満を含む）

国土交通省河川局資料より

最大傾斜度別人口の推移（三大都市圏）
（1975年を１とする）

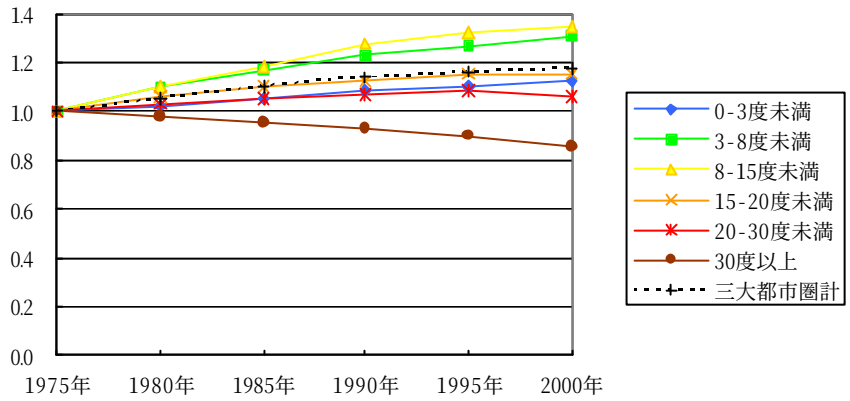

傾斜度別面積（全国）

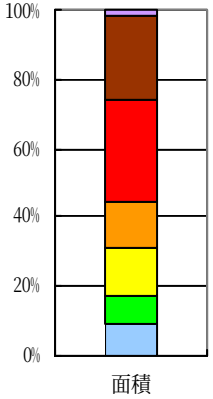

最大傾斜度別人口分布の推移（全国）

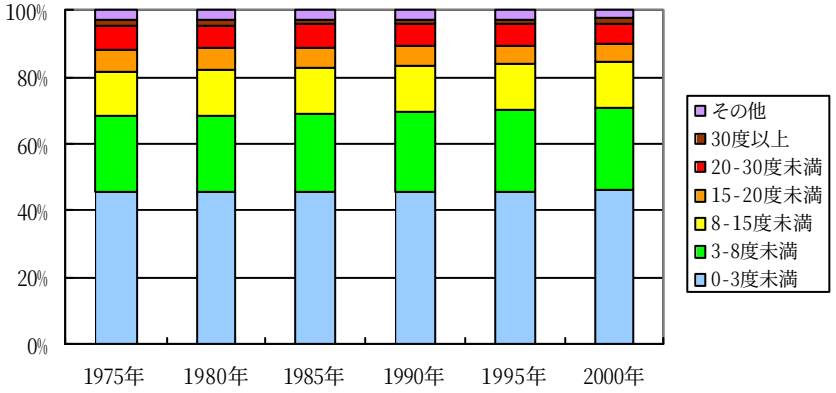

最大傾斜度別人口の推移（地方圏）
（1975年を１とする）

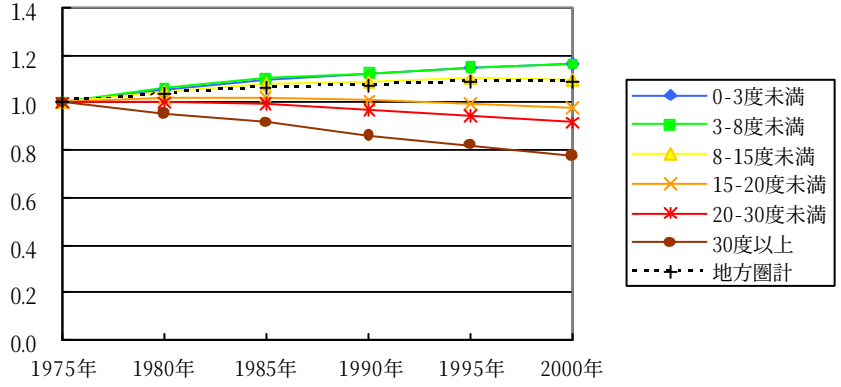

国土数値情報を用いて国土計画局作成

②災害対策上の課題

•昭和30年代以降の急激な開発により、流域の大部分が市街化され、地表がコンクリートなどに覆われるなど、雨が地中に浸透しづらくなり、短時間に多量の洪水が河川に流入するようになった。

土地利用の改変に伴う災害被害の拡大

～鶴見川流域の事例～

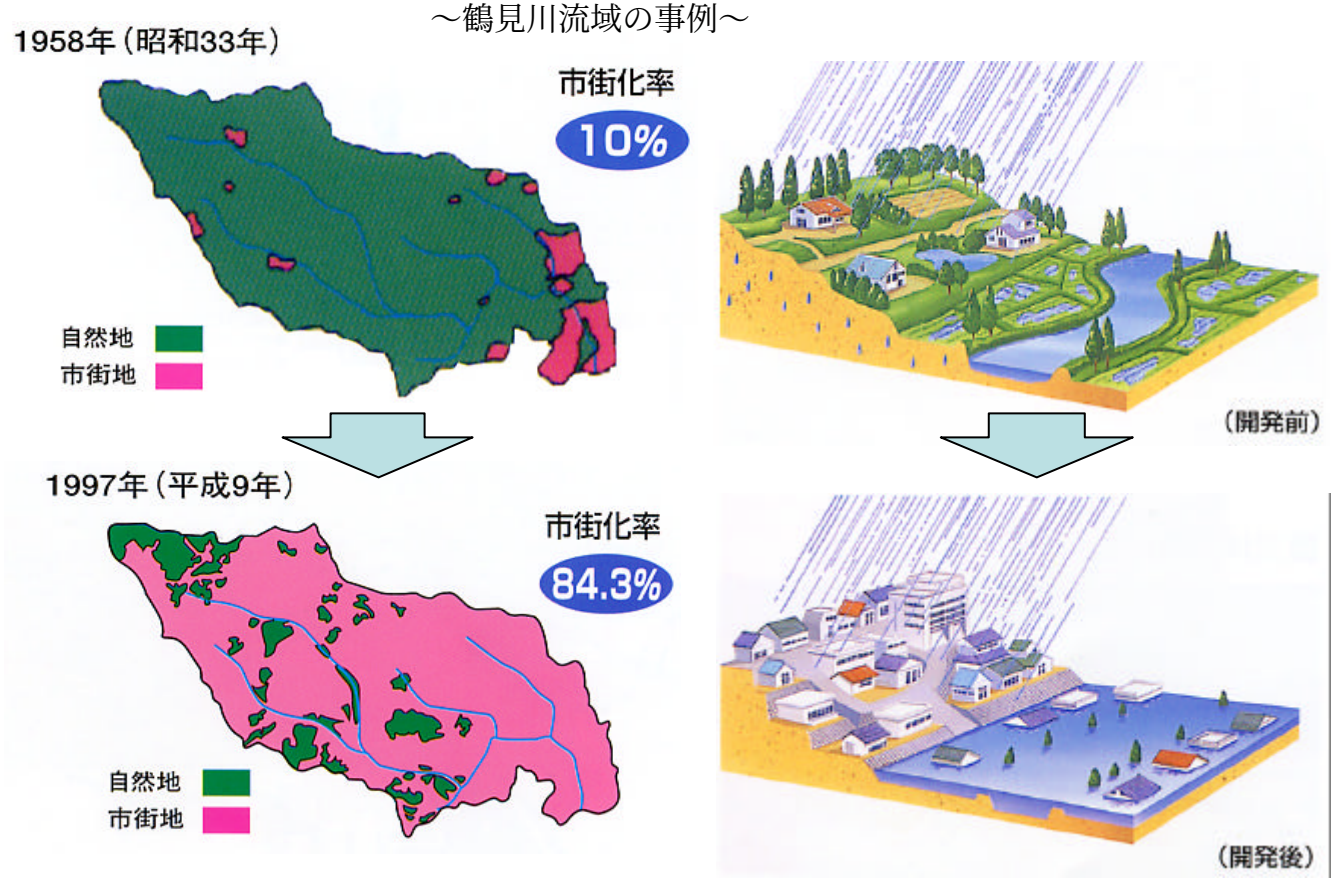

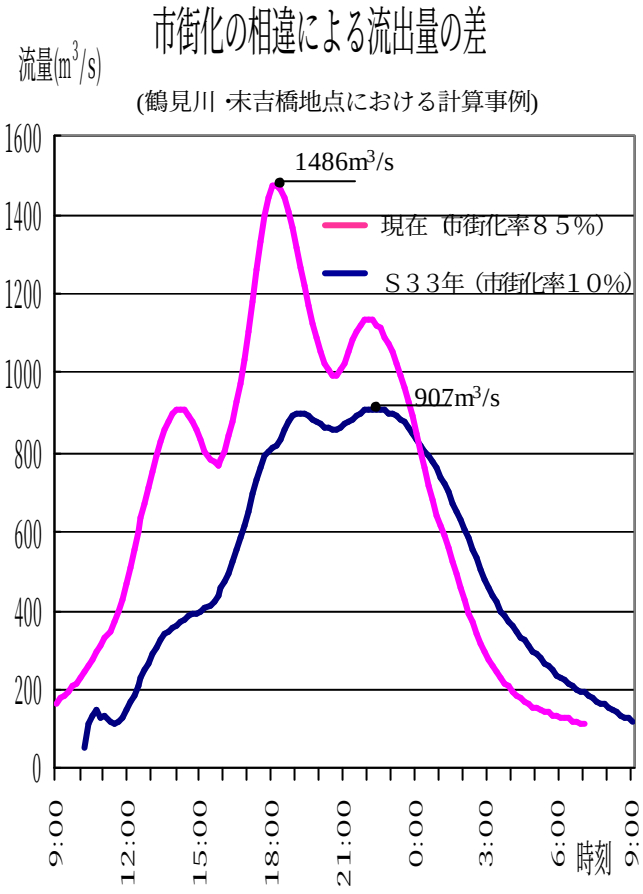

国土交通省河川局資料より

人口、経済活動等における三大都市圏の占める割合

	単位	全国	東京圏	関西圏	名古屋圏	三大都市圏	地方圏
人口(2001)	千人	126,479	26.3%	14.4%	8.6%	49.3%	50.7%
DID地区人口(2000)	千人	82,810	35.5%	18.8%	8.3%	62.6%	37.4%
GDP(1999)	10億円	493,820	30.6%	14.6%	9.3%	54.5%	45.5%
金融機関預金残高(2001)	10億円	944,943	32.9%	16.1%	9.3%	58.4%	41.6%
東証一部上場企業数(2001)	社	2,103	62.9%	16.5%	4.9%	84.3%	15.7%
事業所数(2001)	千カ所	6,350	23.7%	14.7%	9.1%	47.5%	52.5%
卸売販売額(1999)	10億円	495,453	44.0%	16.6%	10.1%	70.7%	29.3%
小売販売額(1999)	10億円	143,833	27.0%	14.8%	8.9%	50.7%	49.3%
製造品出荷額(2000)	10億円	300,478	21.8%	13.4%	15.8%	51.1%	48.9%
港通関実績（輸出)(2001)	10億円	48,593	41.2%	18.8%	19.5%	79.5%	20.5%
港通関実績（輸入)(2001)	10億円	41,480	48.6%	18.6%	10.1%	77.3%	22.7%

※(1)東京圏 :東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県
関西圏 :大阪府、京都府、兵庫県、奈良県
名古屋圏 :愛知県、岐阜県、三重県
(2)港通関（東京圏）:成田空港、羽田空港、木更津、千葉、東京、川崎、横須賀、横浜
港通関（関西圏）：関西空港、京都、堺、大阪、神戸、東播磨、姫路
港通関（名古屋圏）：名古屋空港、三河、名古屋、四日市

地域ハンドブック（日本政策投資銀行）より

大規模地震の被害想定

地震	建築物全壊棟数	死者数	被害額
東海地震	約23万～約26万棟	約7，900 ～約9，200人	約31兆～約37兆円
東南海・南海地震 （同時発生）	約32万～約35万棟	約11，900 ～約17，400人	約40兆～約56兆円

内閣府　防災白書より

大都市を襲う大規模洪水の氾濫想定

河川	浸水範囲	浸水区域内人口	被害額	想定
利根川	約500km²	約200万人	約33兆円	カスリーン台風(1947年） 想定破堤箇所：利根川右岸（136.0km）
淀川	約4.4～5.7km²	約33万～約57万人 浸水家屋14万 ～22万戸	約7兆 ～約20兆円	枚方上流域の2日間総雨量約500mmを想定 想定破堤箇所：淀川左岸（9.0k、18.8k、21.2k）

利根川は関東地方整備局利根川上流河川事務所ホームページ、
淀川は近畿地方整備局淀川河川事務所ホームページをもとに国土計画局で作成

- 宮城県鹿島台町は、洪水に見舞われても被害を最小限にとどめるまちづくりを推進している。
- 二線堤（国道と兼用）の整備を行い洪水氾濫から守られる地域を生み出し、町の将来の土地利用構想として、二線堤に囲まれた地域に住宅地、公共施設用地を配置することを町の国土利用計画で定めている。
- 二線堤の外側の地域は、農用地等として利用するとともに、洪水時の緊急避難場所や防災拠点などをバックアップ制度の整備を行っている。

鹿島台町国土利用計画（第3次）

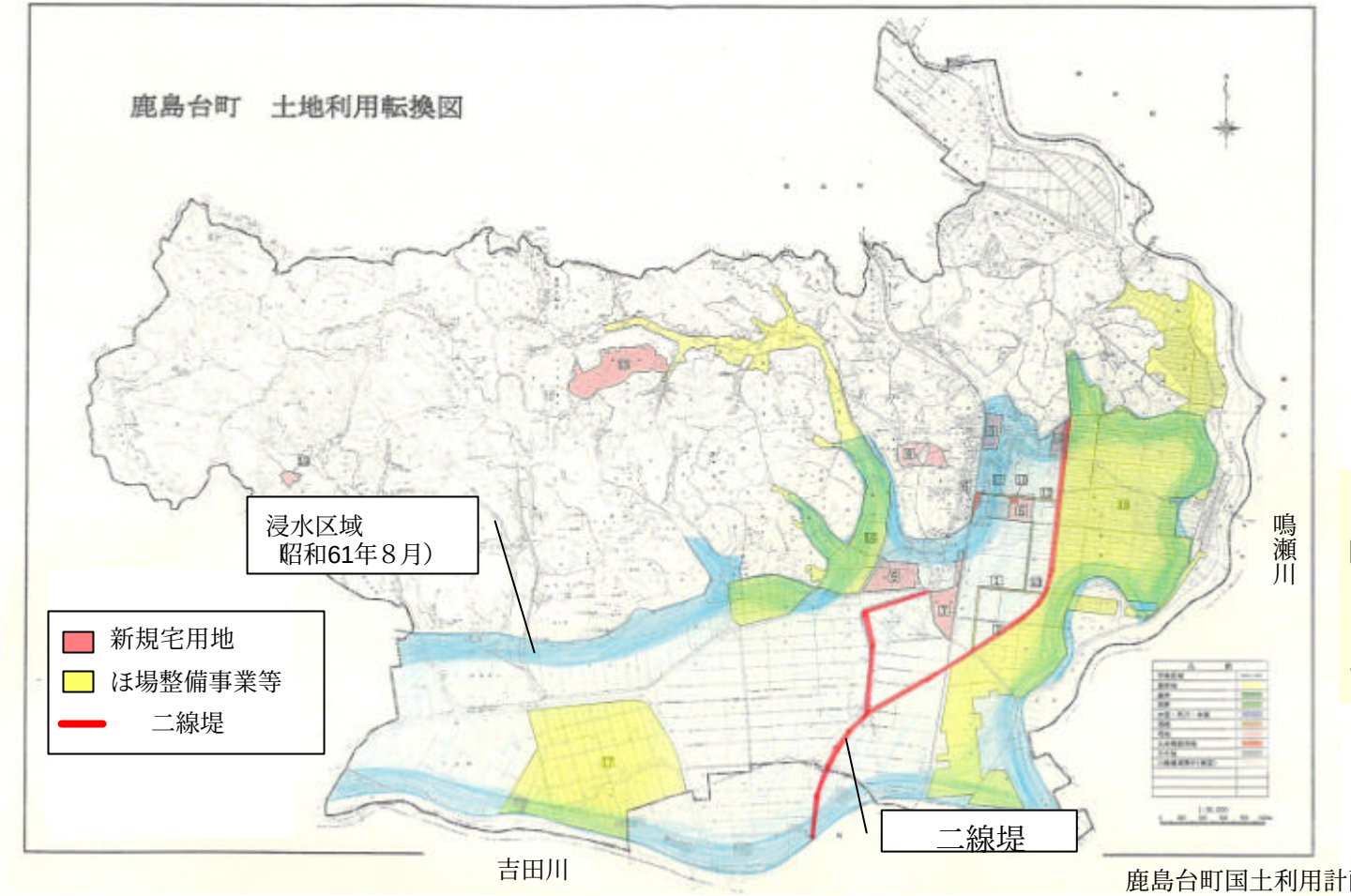

宮城県鹿島台町は、昭和６1年８月の洪水で町の半分が浸水する大きな被害を受けた。
このため、地域が洪水に見舞われても被害を最小限にとどめるまちづくりを推進している。

洪水被害（昭和61年8月）
- 全半壊204棟
- 浸水365棟
- 冠水面積2,670ha

二線堤とは

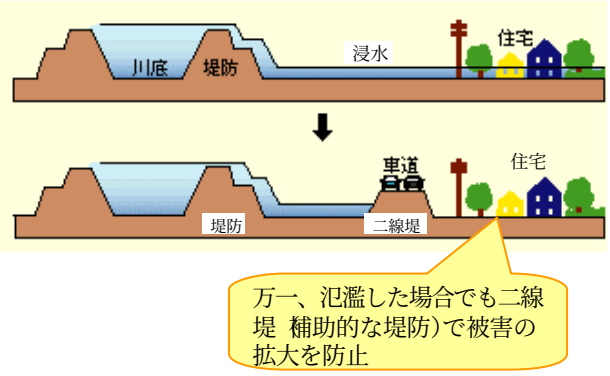

鹿島台町国土利用計画（第３次）、「水害に強いまちづくり」（建設省、宮城県、鹿島台町等）をもとに国土計画局で作成

ハザードマップ等で示す浸水区域を建築基準法に基づく条例で災害危険区域に指定し、住居建築等の土地利用規制を行うとともに、あわせて治水対策を行う取り組みが行われている。

ハード対策とソフト対策（土地利用規制）とを組み合わせた防災対策

～相野谷川（おのだに）における土地利用規制と治水対策の例～

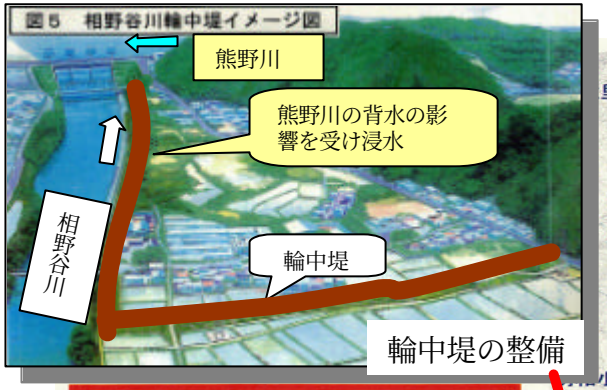

輪中堤の整備

平成13年浸水状況（高岡（たかおか）地区）

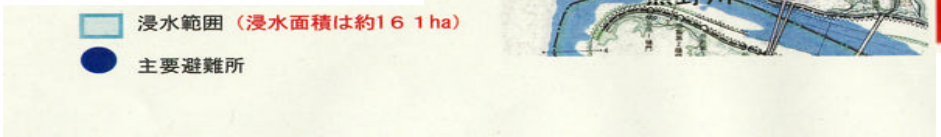

- 浸水区域での住居建築等の規制
  → 災害危険区域として指定
- 家屋の治水対策
  → 輪中堤や宅地嵩上げ

平成13年浸水状況（鮒田（ふなだ）地区）

国土交通省河川局資料より

紀宝町災害危険区域に関する条例（抜粋）

（災害危険区域の指定）
第２条　１級河川相野谷川流域の紀宝町鮒田、高岡及び大里の区域内にある標高９．４メートル未満の区域を災害危険区域に指定する。

（建築物の建築の制限）
第５条　第２条に規定する災害危険区域内においては、住居の用に供する建築物を建築してはならない。ただし、次の各号に掲げる建築物については、この限りではない。
(1)地盤面の高さを標高９．４メートル以上として建築する建築物。

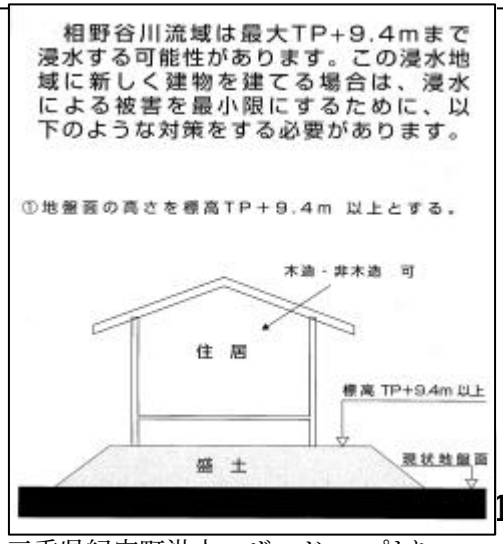

三重県紀宝町洪水ハザードマップより

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）（平成１３年４月施行）」に基づき「土砂災害特別警戒区域」等を指定し土地利用制限（①特定の開発行為に対する許可制、②建築物の移転勧告等）の取り組みを行っている。

土砂災害特別警戒区域の概要

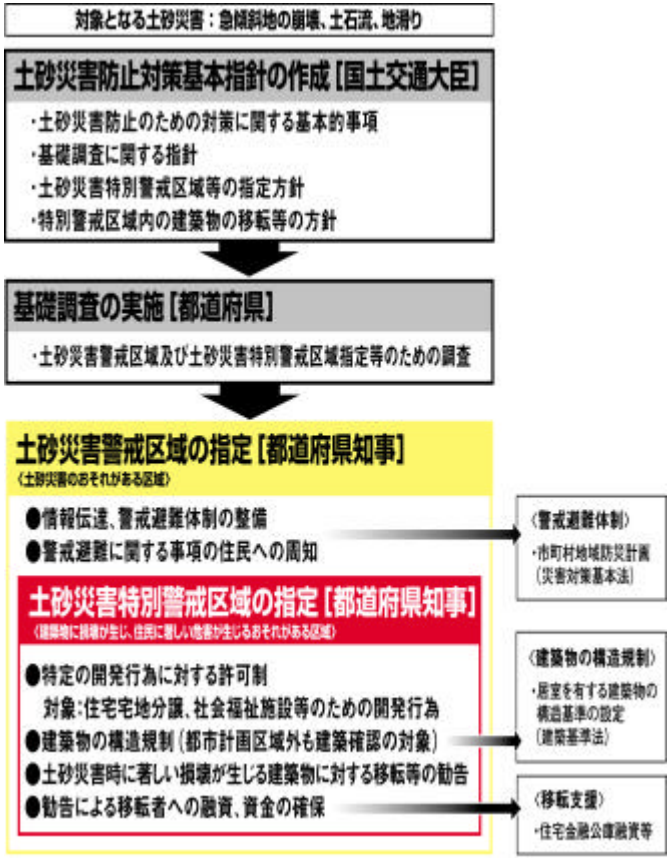

【区域指定基準 :急傾斜地の崩壊の例】

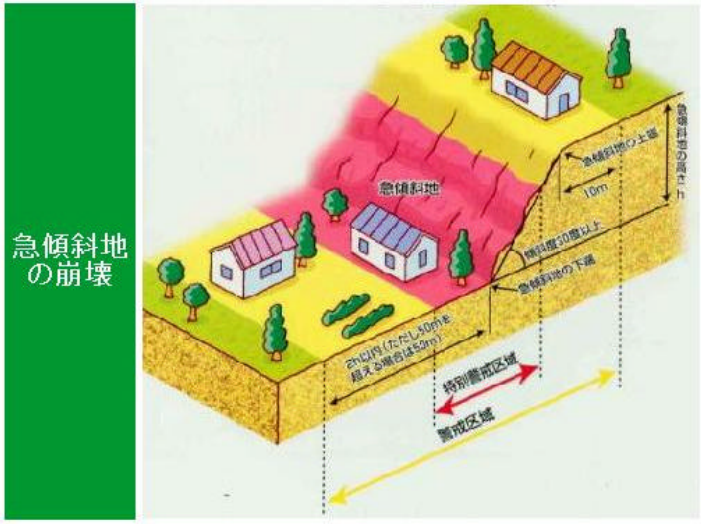

＜土砂災害警戒区域＞
イ　傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域
ロ　急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域
ハ　急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の区域

＜土砂災害特別警戒区域＞
土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動等に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る区域

※区域指定基準には、 急傾斜地の崩壊」の他に 土石流」、 地滑り」の基準がある。

土砂災害特別警戒区域の規制等

○土砂災害警戒区域

・市町村地域防災計画への記載と警戒避難体制の整備

○土砂災害特別警戒区域

・特定の開発行為に対する許可制

・建築物の構造規制

・建築物の移転等の勧告と移転のための融資・補助の支援措置

・宅地建物取引の制限

国土交通省河川局資料より

参考資料2

災害に関する地域指定（法律に基づく開発行為等の制限）

国土保全関係指定区域	根拠法	指定の概要	行為制限等の概要	地域指定の状況		備考
				箇所数	面積（km2）	
災害危険区域	建築基準法 （昭25法201）§39	地方公共団体が条例で、災害危険の著しい区域を指定	地方公共団体が条例で、居住用建築物の禁止等災害の防止上必要なものを定める	16,882	313.9	H15.3.31
出水・津波・高潮				28	75.6	
土砂災害等				16,861	238.3	
宅地造成工事規制区域	宅地造成等規制法 （昭36法191）§3	・都道府県知事又は指定都市、中核市の市長が指定 ・宅地造成に伴い土砂災害の生じるおそれのある区域	宅地造成の工事は都道府県知事の許可が必要	275団体	9,877.8	H11.4.1
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭44法57）§3	・都道府県知事が指定 ・崩壊のおそれのある急傾斜地・隣接地（高さ5m以上、人家5戸以上又は公共施設に危害のおそれ）	次の行為は都道府県知事の許可が必要 ・水の放流・停滞 ・切・盛土、掘削等 ・工作物の設置・改造 ・土石の採取・集積　等	26,463	506.4	H14.3.31
地すべり防止区域	地すべり等防止法 （昭33法30）§3	・主務大臣が指定 ・面積が5ha（市街化区域では2ha）以上の地すべり地域（人家10ha以上等に被害を及ぼすおそれ）	次の行為は都道府県知事の許可が必要 ・地下水の増加 ・地表水放流・停滞 ・切土等 ・施設・工作物の新築・改良	7,243	3,326.8	
国土交通省所管				3,510	1,192.0	H15.3.31
農林水産省所管				1,911	1,092.3	H13.3.31
林野庁所管				1,822	1,042.5	H13.3.31
砂防指定地	砂防法 （明30法29）§2	・国土交通大臣が指定 ・斜面浸食、火山泥流、土石流等による土砂流出が顕著な区域 ・土地の形質変更が予想されそれにより土砂流出が想定される区域　等	治水上砂防の為一定行為の禁止・制限	63,278	8,860.5	H13.3.31
土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平12法57）§8	・都道府県知事が指定 ・土砂災害の発生のおれがある区域で、開発行為の制限、居室を有する建築物の構造規制が必要な区域	次の建築物の開発行為は都道府県知事の許可が必要 ・住宅（自己の居住用は除く） ・社会福祉施設、学校、医療施設 居室を有する建築物の建築確認等	8		H15.3.31
海岸保全区域	海岸法 （昭36法249）§25	・都道府県知事が指定 ・海岸の保全上特に行為制限を行う必要がある区域	次の行為は主務大臣、都道府県知事又は市町村長の許可が必要 ・占用 ・土石の採取 ・施設等の新改築 ・土地の掘削、切土、盛土		13,985km	
国土交通省所管					8,938km	
農林水産省所管					4,810km	
共管					237km	

災害に関する地域指定（法律に基づく開発行為等の制限）

国土保全関係指定区域	根拠法	指定の概要	行為制限等の概要	地域指定の状況		備考
				箇所数	面積（km2）	
河川保全区域	河川法 （昭39法167）§54	・河川管理者が指定 ・河岸又は河川管理施設を保全するため必要な区域	次の行為は河川管理者の許可が必要 ・土地の掘削、盛土、切土、土地の形状の変更 ・工作物の新築・改築			
特定都市河川流域	特定都市河川浸水被害対策法（平15法77）§3	・国土交通大臣又は都道府県知事が指定 ・浸水被害の発生、又はおそれのある流域で、市街化の進展により河道整備による被害防止が困難な地域	宅地以外の土地での次の行為は都道府県知事又は指定都市等の市長の許可が必要 ・宅地等にするための土地の形質の 変更 ・土地の舗装　等			
保安林	森林法 （昭26法249）§25	以下の目的を達成するために農林水産大臣が指定 ・水源のかん養 ・土砂の流出の防備 ・土砂の崩壊の防備 ・風害・水害等の防備　等	次の行為は都道府県知事の許可が必要 ・立木の伐採 ・立木の損傷 ・下草、落葉、落枝の採取 ・土石・樹根の採取　等 ・開墾その他土地の形質の変更　等		90,520	重要流域以外の民有林は都道府県が指定
うち 土砂流出防備保安林					21,407	
土砂崩壊防備保安林					531	
水害防備保安林					7	H14.3.31

地域指定の状況は、以下の資料による

災害危険区域	:国土交通省住宅局資料
宅地造成工事規制区域	:国土交通省都市・地域整備局局資料
急傾斜地崩壊危険区域	:河川ハンドブック（国土交通省河川局監修）
地すべり防止区域	:河川ハンドブック（国土交通省河川局監修）
砂防指定地	:河川ハンドブック（国土交通省河川局監修）
土砂災害特別警戒区域	:国土交通省河川局資料
海岸保全区域	:河川ハンドブック（国土交通省河川局監修）
保安林	林野庁資料

災害に関する地域指定（防災計画に基づく（防災情報等を住民に周知する区域）

国土保全関係指定区域	根拠法	指定の概要	行為制限等の概要	指定の状況		備考
				箇所数	面積（km2）	
土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平12法57）§6	・都道府県知事が指定 ・土砂災害の発生のおれがある区域で、警戒避難体制の整備が必要な区域	市町村地域防災計画に以下の事項を定める。 ・土砂災害の情報、予警報の伝達等 ・避難、警戒避難体制　等 市町村は住民への周知に努める	13		H15.3.31
浸水想定区域	水防法（昭24法193）§10の4	・国土交通大臣又は都道府県知事が指定 ・河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域	市町村地域防災計画に以下の事項を定める。 ・洪水予報の伝達方法 ・避難場所　等 市町村は住民への周知に努める	95水系161河川 854市町村		
都市洪水想定区域	特定都市河川浸水被害対策法（平15法77）§32	・国土交通大臣又は都道府県知事が指定 ・特定都市河川が氾濫した場合に洪水が想定される区域	市町村地域防災計画に以下の事項を定める。 ・洪水情報の伝達方法 ・避難場所　等 市町村は住民への周知に努める			
都市浸水想定区域		・都道府県知事、市町村長は共同して指定 ・特定都市河川流域で都市浸水が想定される区域				

国土交通省河川局資料より

各種住宅移転事業制度の比較

項　目	がけ地近接等危険住宅移転事業 （所管：国土交通省住宅局）	防災集団移転促進事業 （所管：国土交通省都市・地域整備局）	過疎地域集落再編整備事業 （所管：総務省自治行政局）
目　的	がけ地の崩壊等による危険がある区域から住宅の移転を行うこと	災害が発生した地域又は災害危険区域から住民の移転を促進すること	集落等の移転を推進することにより集落の再編整備に資すること
対象区域	建築基準法第39条又は第40条による条例によって建築が制限される区域（災害危険区域、がけ付近地）若しくは、土砂災害防止法第8条による土砂災害特別警戒区域	災害危険区域等で住民の集団的移転を促進することが適当であると認められる区域（移転促進区域）	過疎地域自立促進特別措置法第2条第2項の規定により公示された市町村等（平成21年3月31日時限立法）
要　件	既存不適格住宅であること 1. 移転先が散在していても良い 2. 事業計画（市町村策定）に基づく移転であること 3. 急傾斜地崩壊危険区域内では原則として10戸未満集落、10戸以上は急傾斜地崩壊防止事業による。但し、防災事業を実施しない場合には当該事業の適用可能 4. がけ条例では戸数制限はない。但し、他の防災事業を実施する場合を除く	1. 災害が発生した地域又は災害危険区域 2. 一団の土地（10戸以上）を整備して行う集団的な住宅の移転であること 3. 移転促進区域内の全戸移転であること 4. 集団移転促進事業計画による移転であること（市町村等策定、知事意見、関係大臣協議、国土交通大臣同意） 5. 総合的な計画によること住宅の移転のみでなく住宅団地関連公共施設、生産基盤等の整備を総合的に行う	○集落等移転事業 1. 集落移転タイプ (1) 交通条件が悪く、医療、教育等基礎的な公共サービスの確保が困難であること (2) 全体として移転戸数が概ね5戸以上であること (3) 各移転対象集落等にある相当の戸数が移転すること (4) 移転戸数のうち、相当の戸数が移転先地において団地を形成すること 2. へき地点在住居移転タイプ (1) 交通条件が悪く、医療、教育等基礎的な公共サービスとの確保が困難な地域に存する住居であること (2) 全体として移転戸数が3戸以上であり、移転先地において団地を形成すること
対象事業	危険住宅の移転	移転円滑化に要する経費、住宅団地の整備、生産基盤等の整備、移転跡地の買収等	移転の円滑化に要する経費、団地造成、生活関連施設整備、産業基盤施設整備

（出典）がけ地近接等危険住宅移転事業必携（財）日本建築防災協会）